

「～ひとり親家庭の自立をサポートする～」

■ YELLながさき メールマガジン Vol.90 H31.2.15 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

____ I N D E X _____

- ・ 特集 ……再婚した場合の養育費について
- ・ 支援情報 ……平成 30 年度就業支援セミナー島原市の
日程が決まりました
- ・ 2 月の予定 ……定期法律相談
- ・ 編集後記 ……バレンタインデーにチョコを贈る由来
とは？

■ 特集 -----

◆再婚した場合の養育費について

子どもと同居している親が新しいパートナーとの再婚を機に、改めて考える事の 1 つに別居親からの養育費があげられます。

簡単ではありますが下で記載説明いたします。

同居親：「私は再婚したから、実子が元パートナー（別居親）から
養育費を受け取る権利はなくなってしまう」

別居親：「相手（同居親）が再婚したから、実子に養育費を支払う
義務はなくなる」

再婚したから養育費の義務や権利がなくなるということは基本あり

ません。

子どもが再婚相手と養子縁組をすると、養親が優先的に扶養義務を負いますが、それで実親との関係が途切れる訳ではないのです。

そのため、実親からの養育費も減額の可能性は考慮されるものの「支払わなくてよい」とはならないとされています。

特に、養親の収入が最低生活費を下回るような場合は、実親が不足分を補うことが適切と考えられています。

また、別居親が再婚し新しいパートナーの子どもと養子縁組をしても、実子に対する扶養義務がなくなる訳ではないので、養育費の減額は考慮されるものの極力支払うこととされています。

少しでも参考になれば幸いです。

※上記は限局的な場面の説明になっております。その他の経緯や場面等のご相談はお気軽に問合せください。

■ 支援情報 —————

◆平成 30 年度就業支援セミナー島原市の日程が決まりました
～就業支援メイクアップセミナー in 島原～

転職に向けて自分自身のメイクのプロになる。コミュニケーション力を味方に、楽しみながら身だしなみを学びましょう

日程：3月10日（日）

時間：13時30分～15時30分

会場：島原市文化会館 小ホールB

（〒855-0036 島原市城内1丁目1177-2）

定員：20名

講師：資生堂福岡支社 メイクトレーナー

申込方法：申込書に必要事項記入のうえ FAX にて YELL ながさきに

送信ください。

チラシ・申込書は YELL ながさきホームページからもダウンロード
できますので、ぜひご活用ください。

■ 2月の予定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

2月20日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

■ 編集後記 -----

◆ バレンタインデーにチョコを贈る由来とは？

昨日2月14日はバレンタインデーでしたが、その贈物として代表的な物がチョコレートです。

しかし、チョコレートを贈る風習は日本独自のものと言われており海外では手紙や手書きのカード、花束などが贈物の主役になる国もあるようです。

日本でチョコレートが主役になった由来は、著者調べではありますが下に記載する3つの説が主のようです。

1. 洋菓子メーカー・モロゾフ説

1936年バレンタインにチョコを贈る主旨の広告を出した。

2. メリーチョコレートカムパニー&伊勢丹説

1958年メリーチョコレートカムパニーが伊勢丹新宿本店でバレンタインセールというキャンペーンを行なった。

